

文 書 番 号

令和 年 月 日

殿

国家公安委員会

疑わしい取引に関する情報の記録の写しの送付について

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第13条第2項の規定に基づき、令和 年 月 日付け（文書番号）で請求のあった疑わしい取引に関する情報の記録の写しを別添のとおり送付します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。